

一般財団法人沖縄 I T イノベーション戦略センター
受託人件費等単価規程

制定 2019年2月21日 規程第24号

最終改正 2021年3月11日

(理事長決裁)

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人沖縄 I T イノベーション戦略センター（以下「当法人」という。）が外部から受託又は請け負う業務（以下「受託等事業」という。）における人件費単価を定めることを目的とする。

(総則)

第2条 受託等事業の実施に必要な人件費は、原則としてこの規程に定めるところにより計算する。ただし、受託等事業を委託又は発注する者（以下「委託者」という。）の事情により、この規程が適用できない場合は、委託者と当法人との協議により定める。

(人件費)

第3条 人件費単価は、当該受託等事業に従事する職員の職位に応じて、別表1の金額を用いる。

2 人件費は、受託等事業に従事した人日又は時間に人件費単価を乗じて得た額とする。

附 則

この規程は、2019年2月21日から施行する。

附 則（2020年3月10日改正）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2021年3月11日改正）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

別表 1

(単位：円、税抜)

職位	基準時間 単価	職務内容
セクションマネージャー シニアリサーチャー	4,740	担当分野の責任者として事業の監理を行う者 又は難易度の高い事業の実施に伴い、プロジェクトチームを指揮し、関係者と高次元の調整を行う者
プロジェクト マネージャー	4,040	事業全般に精通し、事業の実施に伴い組織するプロジェクトチームの指揮を行う者
シニア コーディネーター	3,200	事業の推進や事業の進捗管理、予算管理、会計処理を行う者
コーディネーター	2,500	上司の指示のもと、業務の円滑な遂行のための作業に従事する者